

令和 6 年度 品川区子ども・子育て会議

第 3 回議事録

令和6年度 第3回 品川区子ども・子育て会議

議事次第

日時：令和6年12月20日（金）14:00～16:00

場所：品川区役所 第二庁舎4階 災害対策本部室

1. 開 会

2. 議 事

（1）審議事項

- ・「第三期品川区子ども・子育て支援事業計画」について
- ・「品川区こども計画」素案（第2案）について

3. 閉 会

（配付資料）

- 【資料1】 「品川区こども計画」策定スケジュール（案）
- 【資料2】 「品川区こども計画」素案（第2案）

1. 開会

■事務局

- ・本日は第3回目子ども・子育て会議になる。
- ・本日は委員4名がご欠席で、2名はオンラインでのご参加である。25名中21名の出席。品川区子ども・子育て会議条例第6条第2項における委員の過半数の出席要件を満たしているので、本会議は成立する。
- ・傍聴者4名。

2. 議事

(1) 審議事項

- ・「品川区こども計画」策定スケジュール（案）について
＊事務局より資料1について説明した。
- ・「第三期品川区子ども・子育て支援事業計画」について
＊事務局より資料2について説明した。

■会長

- ・意見のある方はいるか。

■委員

- ・「ネウボラ」などの言葉は知らない人が多いのではないかと思う。

■事務局

- ・区外から来た人にとっては、馴染みがない言葉であるため、注釈などを入れて対応をしたい。全体のページのボリュームを考慮して、検討する。

■会長

- ・「ネウボラ」はもともとフィンランド語であるため、日本語としては馴染みが薄いと思う。都民や区民に分かる言葉で施策を作ることが行政の務めであるが、「ネウボラ」としてすでに定着している言葉なのでやむを得ないと思う。

■委員

- ・110ページの1号認定について、教育事業の中に学校という言葉を使っていることが気になる。幼稚園や保育園も学校教育の範疇になるのか。
- ・104ページの②と③のグラフ地域型保育事業と認証保育所の定員・利用者数・施設数について、「平成30年度に減少に転じ」となっているが、その原因が知りたい。
- ・113ページに「幼児教育の質の向上」とあるが、「質」とは何か。

■事務局

- ・幼稚園は学校教育法に基づくと学校であることから学校教育という言葉を使用している。

・地域型保育事業と認証保育所の減少の理由は、子どもの数が減っていることと、待機児童が解消されたことにより、認可保育園に入る子どもが増えたことが考えられる。

■事務局

・保育の質の向上については、幼児期は子どもの健やかな成長にとって重要な時期であるため、日々の活動を通じて、子どもたちの自主性や協調性を育み、将来の自立した生活に必要な基礎力を培うことを目指している。

■副会長

- ・重要なキーワードについては、説明を載せるべきだと思う。
- ・学校教育は、学校教育法第1条で定められている施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短大、大学等）で行う教育のことと規定されている。また、幼保連携型認定こども園は、教育基本法の規定により、学校教育を規定していることから、幼稚園と幼保連携型認定こども園は、学校教育の施設であると言える。
- ・保育所は児童施設であり、学校教育ではないが、学校教育と遜色のない幼児教育を提供することになっているため、品川区では大きな括りで表現しているのだと思う。
- ・質の向上については、職員の質の向上や専門性の向上が基本であるため、そのような意味合いが含まれているのだと思う。

■事務局

・将来人口推計については、2024年の人口をベースとして、出生や死亡などの将来の自然増減要因による割合と転入や転出による社会構成要因による割合を掛け合わせ、さらに大規模開発による住宅供給数の増加の補正などを加味して算出をしている。

■副会長

- ・157ページの乳児等通園支援事業の説明について、「保育所に入所していない」としてしまうと、保育所以外が対象にならないと誤解を与えてしまうため、保育所等とするか、保育所その他の施設等とするか、正確に記載をお願いしたい。
- ・こども家庭庁は「預かり」という言葉を使っていないため、「保育所等において実施し、」などの表現の方がよいと思う。

・「品川区こども計画」について

*事務局より資料2について説明した。

■会長

- ・4ページの計画策定の背景について、子どもを権利主体として児童福祉法に位置付けたのは平成28年の改正である。これまでは子どもが庇護される立場で書かれていたのが、子どもの権利条約をもとにして児童福祉法第1条を書き換えたという点で、非常に重要な改正であると思うので、大事にしたいところである。回答は不要である。
- ・21-22ページの計画体系4「（1）生きづらさを感じる当事者と家族のための居場所づくりと支援」については、居場所は当事者のためのものであり、家族のためのものではない

いと思う。「家族」を入れるのであれば、家族の相談であると思う。家族のための居場所というのは、表現を変えた方がいいと思う。

- ・子どもの意見表明に関することでは、44-45ページで、明るく元気に意見言える子どもを中心に書かれている。元々の英文は「views」になっているため、「気持ち」という言葉がしっくりくると思う。0歳児、障害児、外国籍の子どもなど、言語による明確な意見表明が難しい場合でも、泣く、笑う、嫌がるなどの行動を通じて気持ちを表現している。周囲の大人はこれらの表現をどう理解し受け止めるかが、意見表明権の本質的な出発点となると思う。

- ・82ページの虐待相談対応件数には、国として虐待の疑いがある場合は通報を推奨しているため、実際の虐待でないケースが含まれている。平成20年の全国調査では、実際の虐待件数は報告件数の約8割で、そのあとの調査ではさらに低下傾向にある。

- ・現状では虐待相談対応件数の国の統計が掲載されているが、東京都や品川区も追加したほうがいいのではないかと思う。

- ・里親登録の目標値は過去の品川区の実績に基づいているが、里親のなり手不足を考慮すると高すぎる可能性がある。国は社会的養護の半数を里親委託にする方針だが、目標値の下方修正を検討した方が安全かもしれない。

■委員

- ・孫が生まれたことをきっかけに、今の子育てと以前の子育ての違いを実感している。特に、高齢者世代と若い世代の間に、子どもとの接し方や声かけの方法について認識の違いがある。子どもの安全を考慮しつつ、地域や高齢者に向けた計画にしてほしいと思う。

■委員

- ・子どもの権利条約がはじまり30年経つが、計画の中に子どもの権利条約についてあまり盛り込まれていないと感じる。こども大綱においても、施策の柱の最初に子どもが権利の主体であることが書かれているから、この計画の中にも明確に盛り込むべきであると思う。14ページにSDGsが掲載されており、それも重要であるが、国連がつくっているマークなど、子どもの権利条約の4つの一般原則を載せるべきだと思う。

■委員

- ・9ページの、子どものいる一般世帯数の推移について、全世帯数に対する割合を知りたい。全国平均が2割と言われる中で、品川区の状況を把握したい。

- ・若者への相談体制や乳幼児向けサービスなど、利用が進んでいないサービスについて、利用促進のための施策や方針をどのように考えているのか確認したい。

- ・孫が生まれて子育て支援サービスについて知る機会があったが、多くの人にはあまり理解されていないことが分かった。良いサービスは増えているものの、世代間ギャップにより、祖父母世代は子どもを預けることに抵抗感があることにより、身近に祖父母がいる人はサービス利用の障壁になり得るということが考えられる。サポート体制がない人は大変で、ある人は周囲の価値観に縛られてしまうため、相談しやすい環境づくりが課題である。

- ・94ページの地域ネットワークについて、PTAや町内会との連携が書かれているものの、実際には町内会への参加が少なく、子どもたち自身も地域や町会が分かっていない現状が

ある。地区委員などが活動を頑張っているにも関わらず、住民の参加が少ない状況で、区民の声は比較的ポジティブな内容に偏っているため、課題についてより詳細な検討が必要であると思う。

■事務局

- ・手元にあるデータでの計算によるものになるが、令和2年の統計では、全世帯約22万世帯のうち、18歳未満の子どもがいる世帯は15.47%、6歳未満の子どもがいる世帯は7.59%となっている。

- ・子育てサービスの周知のために区で実施していることとして、子育て家庭向けのガイドブックの配布や、スマートフォンアプリの提供、広報誌や市のホームページ、SNSで発信している。しかし基本的な案内方法に留まっているため、同世代や同じ環境にある方々のネットワークを活用し、利用者からの意見やアイデアを取り入れながら、より効果的な周知方法を検討していきたい。

- ・自分も町会活動に参加しているが、同世代の参加が少なく課題を感じている。所管外のため、詳しいことは回答できないが、同様の課題意識を持つ委員がいれば意見を聞きたい。

■委員

- ・要望であるが、町会の活動支援は、子ども縁日などのイベントを通じて、子どもたちが様々な世代の方々と交流できる貴重な機会となっており、子どもの社会的成長に役立っているため、引き続き重点的に取り組むということで、区からのサポートを希望したい。

- ・157ページのこども誰でも通園制度について、令和5年度の実施施設数7と利用者数25という数字をどのように評価しているのか聞きたい。また、週1～2回程度の預け入れを希望する潜在的なニーズの把握方法や、今後の提供数増加に向けた取り組みについても聞きたい。

■事務局

- ・令和5年度から開始されたこども誰でも通園制度は、初年度は7園で実施され、人気の高い事業となった。今年度は25園に拡大し、約150人が利用している。保護者アンケートを実施しており、事業は好評で、今後も事業拡大を検討している。来年度も施設を拡大する予定で、実績を把握しながら必要な供給数を調査していく方針である。

■副会長

- ・保育所の定員割れ対策として、未就園児受け入れのモデル事業が実施されている。現在は東京都の類似事業が進行中で、国のこども誰でも通園制度は令和6～7年度に試行事業を行い、令和8年度から本格実施される予定である。

- ・国の事業では利用者の上限時間が月10時間と限定的だが、東京都の事業はより長時間の利用が可能である。こども誰でも通園制度は、子どもの健やかな育ちのための仕組みが主目的であり、一時預かりとは異なる。一時預かりは親のリフレッシュや用事のための仕組みである一方、通園制度は未就園児が様々な友達と関わり、育ちの機会を得るための子ども向けの仕組みである。両方の制度の意義を理解し、バランスよく充実させることが必要である。ただし、国の事業は1年遅れとなるため、状況を見ながら計画に組み込んでいく

必要がある。

■委員

・173ページの区長とのタウンミーティングで、児童センターの次の場所が欲しいとか、175ページで大人に干渉されず、こども・若者だけでいられる場所が必要とあるが、新しい場所をつくるのが難しい場合は、区民プールや体育館を長期休暇の期間や夕方以降に無料開放するのはどうかと思う。

・親子サロンを、育児中の親子だけでなく、地域の居場所としてマタニティの方や地域の高齢者も集える場所になったらいいと思う。

■委員

・人口減少が進む中、福祉サービスの提供には様々な施策が必要だが、最大の課題は人材確保である。特に介護系のサービスは機械化が難しく、マンパワーが不可欠である。また、社会構造の変化により、福祉的な知識やスキルを持つ人材の需要が増加している。そのため、人材の発掘と育成、スキル向上の方策を考えていく必要がある。

・多世代交流に関する事例紹介として、介護事業所で夏休みに「サマー学童」を実施し、地域子どもたちを預かり、子どもたちは宿題や料理の手伝いなどの活動に参加した。高齢者ケアのスタッフと地域の人材を活用することで、限られたマンパワーで高齢者ケアと子育て支援の両方のニーズに対応できるということが分かった。

■副会長

・7ページの関連計画に「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を入れるべきである。

・子どもの権利条約や改正児童福祉法において、子どもの権利主体としての位置づけが強調されており、こどもの育ちの基本的なビジョンも子どもの権利条約を重視した内容となっているため、説明が入ったほうがいいと思う。

・相談件数の増加という数値目標（アウトプット）だけでなく、相談によって実際に問題が解決できたかというアウトカム評価の視点が重要である。計画の推進体制における点検評価では、このアウトカム評価の視点を取り入れ、委員からの意見も反映させていく必要がある。

3. 閉会

■事務局

・パブリックコメント前に、委員には修正箇所を報告する。

■会長

・3ページにおいて、区民の9割が幸せを感じる一方で、中学生の6.4%、若者の11.4%が幸せを感じていないため、幸せを感じられない人に焦点を当てた取り組みが必要である。また、フリースペース利用後の夜間に居場所がない子どもの事例から、区立児童相談所や子ども家庭支援センター、フリースペースなどの関係機関の連携をより緊密にし、きめ細かい支援を行ってほしい。

■会長

以上をもって本日の会議を終了とする。

— 了 —